平成２７年（フ）第３０４号
高知市高須３丁目７番１号
破産者　株式会社ＡＧ・ネットワーク
1　決定年月日　平成28年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３０５号
高知市高須新町４丁目５番24号　コーポラス田中Ｄ202号、住民票上の住所高知市高須３丁目14番28号
破産者　藤原　博子
1　決定年月日　平成28年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１９６号
佐賀市金立町大字金立157番地１
破産者　大和盛業株式会社
1　決定年月日　平成28年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２８６号
佐賀市兵庫南２丁目１―28―101、住民票上の住所佐賀市金立町大字金立157番地１
破産者　橋口　良介
1　決定年月日　平成28年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７０号
福岡県太宰府市青山２丁目25番１号
破産者　有限会社たえもん
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６１４号
大分市萩原１丁目19番22号
破産者　アキテック株式会社
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２６８号
札幌市北区篠路２条５丁目１番18号
破産者　有限会社金森印刷所
1　決定年月日　平成28年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３４４号
栃木県塩谷郡高根沢町大字中阿久津1517番地１
破産者　株式会社ティーエスティー
1　決定年月日　平成28年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第５０８号
栃木県河内郡上三川町大字西汗1744番地149
破産者　小林理栄子
1　決定年月日　平成28年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第９３号
栃木県塩谷郡塩谷町大字船生3683番地
破産者　松井　昌代
1　決定年月日　平成28年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第９４号
栃木県塩谷郡塩谷町大字船生3683番地
破産者　松井　宣貴
1　決定年月日　平成28年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第９５号
栃木県日光市清滝１丁目８番36号
破産者　和田　　譲
1　決定年月日　平成28年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２６３号
栃木県栃木市大平町下高島509番地
破産者　飯野　久男
1　決定年月日　平成28年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１７９号
佐賀県伊万里市二里町八谷搦1290番地
破産者　伊万里コーポレーション株式会社
1　決定年月日　平成28年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２３７号
埼玉県三郷市三郷１丁目１番地６
破産者　株式会社プラネットエデュケーション
1　決定年月日　平成28年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２０号
千葉県南房総市白浜町滝口4288番地１
破産者　山田　健一
1　決定年月日　平成28年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２７年（フ）第１２０９号
愛知県知多郡東浦町大字森岡字一町田17番地
破産者　有限会社森岡建装
1　決定年月日　平成28年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５７号
北海道北見市留辺蘂町温根湯温泉240番地
破産者　有限会社貝塚
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第１６４号
青森県南津軽郡藤崎町大字中島字岩崎４番地１
破産者　木村建設株式会社
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第３３号
東京都台東区東浅草２丁目９番７号
破産者　株式会社江戸川製作所
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２６年（フ）第９４号
福島県郡山市香久池２丁目４番６号
破産者　株式会社ドッポ
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第６７２号
横浜市鶴見区岸谷１丁目28番29号
破産者　東和建設株式会社
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部